

議題 2) 部活動の地域移行について

資料

1. 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン概要
2. 部活動地域移行に関する5年度事業（県保健体育課資料）
3. 部活動地域クラブ移行 北総管内の進捗状況（R5. 2月）

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する

令和4年12月



扱い：12月27日（火）
閣議後会見大臣冒頭発言後 解禁

総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組み必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アリート・アテイト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

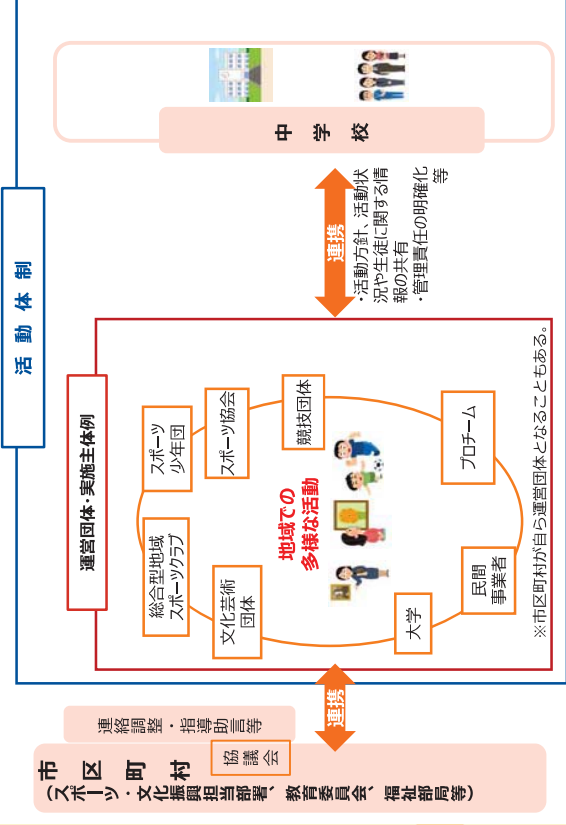
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

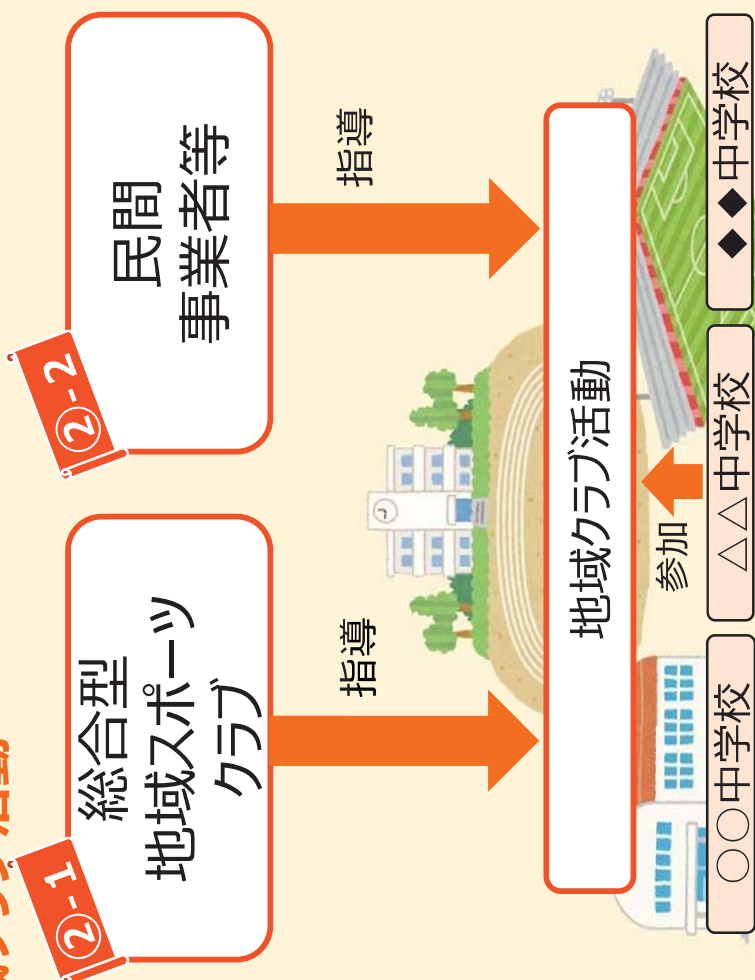
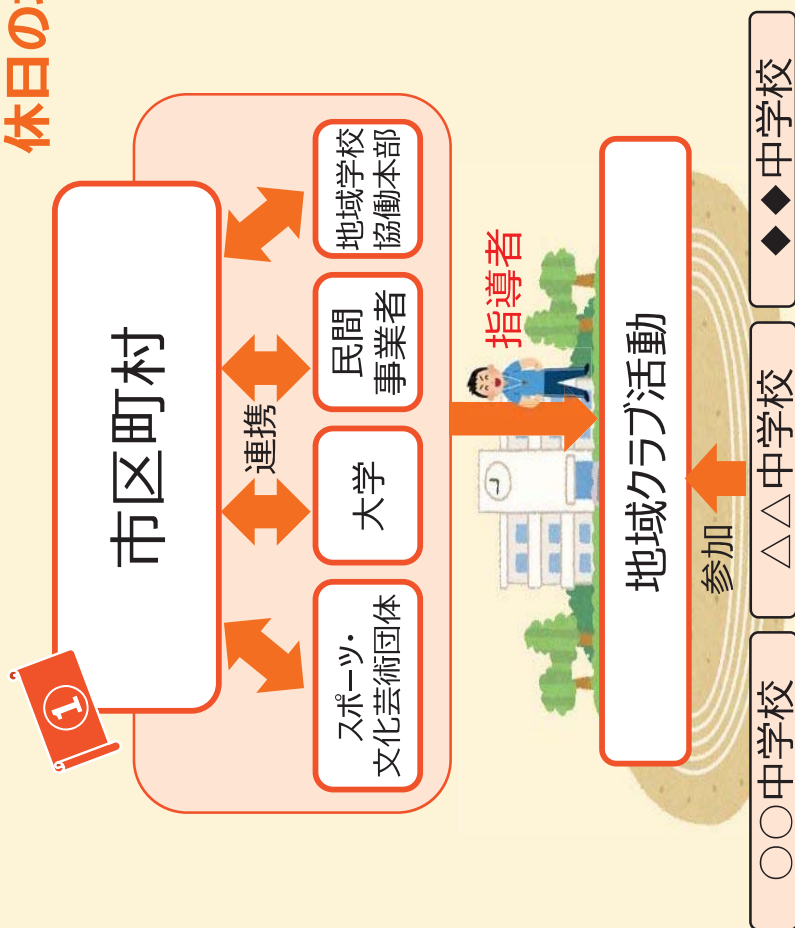
■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



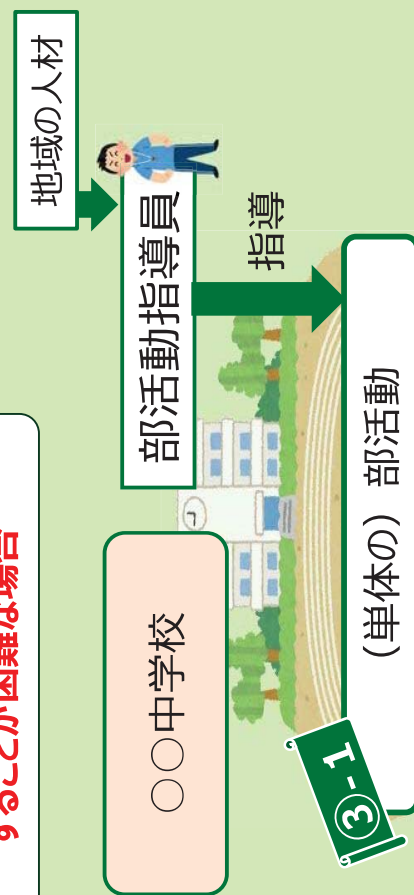
※市区町村が自ら運営団体となることもある。

休日の地域クラブ活動

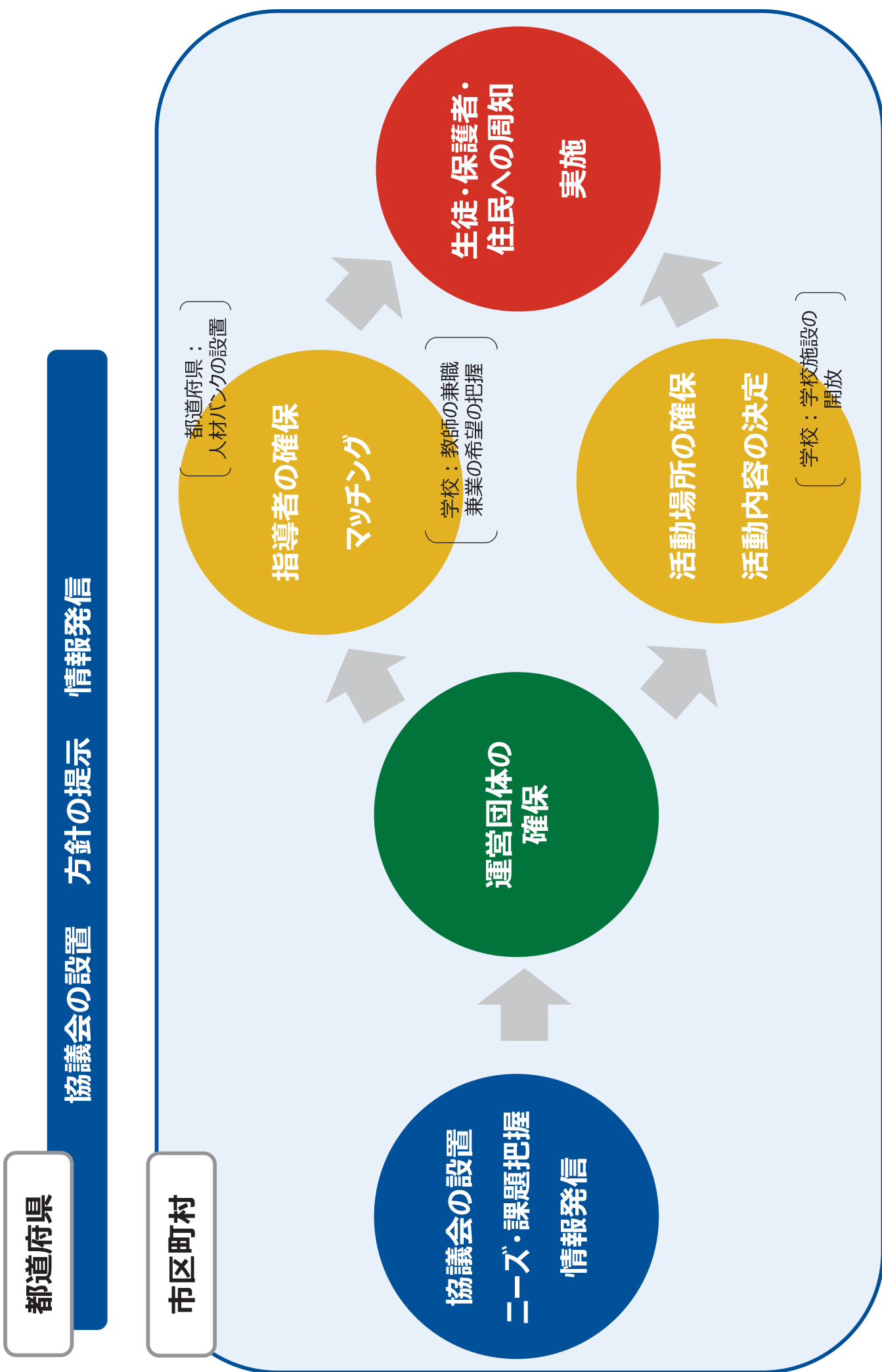


学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・ 方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて 情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・ 人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、 協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて 情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体との マッチングを実施	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の 活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における 活動内容を決定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の 質・量の確保	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

運動部活動の地域移行に関する連絡会議



【千葉県】 部活動の地域移行に関する令和5年度事業

千葉県教育庁教育振興部保健体育課

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては
存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた
段階的な体制整備

地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、ア・リナーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）より

令和4年12月 スポーツ庁・文化庁の方針転換の要点

1 地域移行の達成時期の見直し

改革集中期間
令和5年度から3年間で地域移行



改革推進期間
令和5年度から3年間の取組を経て
可能な限り早期に地域移行

2 支援事業の廃止

補助事業廃止 81億
部活動全体の3割程度の規模で
地域移行の取組に対する補助金



実証事業の展開 11億
地域移行に関する取組を行う自治体
を募集し、県を通して委託

市町村は令和5年度予算でも実施可能

一部の取組に関する補助金は令和4年度補正で確保し、令和5年度に繰越
希望する市町村へ1/3の補助（協議会、説明会、研修会、人材バンク等の費用）

千葉県における令和5年度の方針（案）

1 地域移行の達成時期の見直しを受けて

改革推進期間	令和5年度	各市町村1部活以上地域移行（変更なし）
	令和6年度	全中学校1部活以上地域移行（変更なし）
	令和7年度	全中学校複数部活の地域移行 各市町村で全部活動地域移行完了の推進計画を示す
	令和8年度	各市町村の計画に沿った具体的取組

2 支援事業の廃止を受けて

【新規】部活動の地域移行に向けた環境整備事業

①国と県を合わせて2/3の補助金（市町村負担1/3）

協議会運営費、説明会・研修会等費用、困窮世帯支援に係るシステム改修費等

②希望する市町村へ実証事業の委託（全額国庫）

各市町村1部活動分（1部活以上地域移行する市町村は、全体の予算状況により調整を検討する）

千葉県における運動部活動の今後の予測

(令和4年10月 保健体育課)

2021年を起点として推計

基礎データ

年度		2021	2025	2030
千葉県人口ビジョン（令和2年）より、年少人口の低下率を推計		100%	94%	89%
生徒数（人） ※令和3年度学校基本調査より		158265	148769	140856
小 中 体 連 デ ー タ	部員数（人）	97695	91833	86949
	部活動数 ※男女はそれぞれカウント	4714	変化がない想定で以下試算	
	平均部員数（人）	20.7	19.5	18.4

5年間で約5%減
10年間で約10%減
※2035以後も同様



地域・種目によっては、チームが組めない。

3学年そろわなくては試合に出られない（新1年生を即戦力とする）。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」

平成31年1月（文部科学省）

教員の超過勤務 月45時間以内

※特別な事情がある場合は月100時間未満に限り可能。ただし年間で6月まで。

→この場合も、全ての連続する月で、平均月80時間を超えないようにする。

【令和4年度における千葉県の状況】 令和4年10月19日（教職員課）より

月あたりの超過勤務が45時間を超える教諭等の割合

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
57.2%	69.5%	74.7%	36.0%	13.7%

月あたりの超過勤務時間

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
49時間45分	65時間06分	60時間08分	41時間29分	29時間44分

各地域で趣旨を共有した新体制の模索（多様な道すじ）

教員の欠員状況

全 国	R 4	2 7 7 8 名未配置（日経調査）
千葉県	R 3 3 月	3 4 8 名未配置（県調査）
	R 4 4 月	2 2 0 名未配置（県調査）

1 年で未配置 **3 割増**

過去最多

過去最多（4 月としては）

教員の魅力低下

R 4 教員採用試験倍率	
全 国	2. 5 倍
千葉県	2. 6 倍

過去最低

1 0 年で志願者 **3 割減**

千葉県は **5 年連続**倍率低下

倍率に比例して教員の質も低下する

各地域における人材育成の土台が機能不全となる

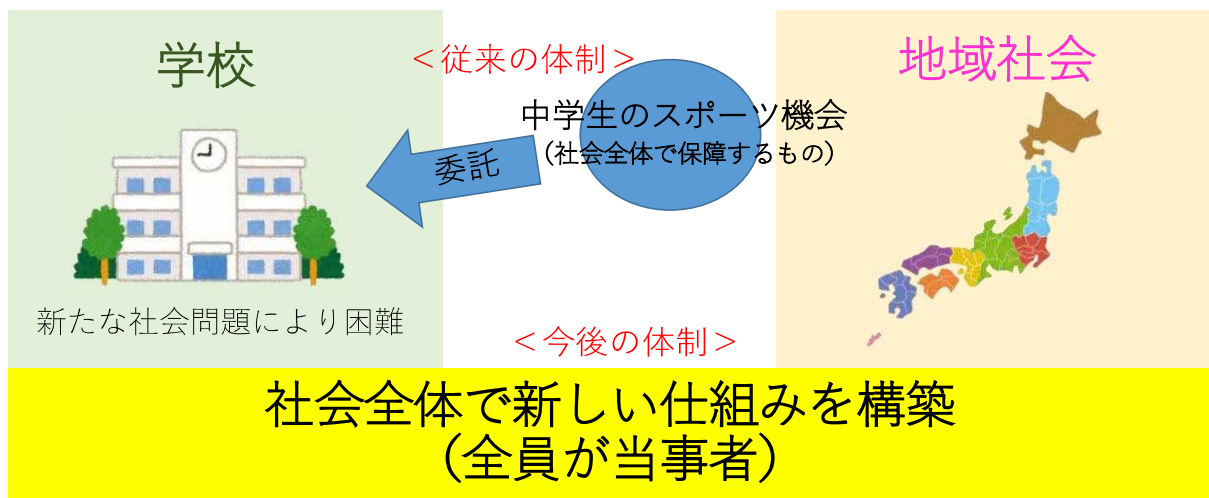
教員の魅力を高める = 教員の質を高める

授業を中心とした業務にスリムアップ
適正な勤務時間でやりたいことを選べる環境

← 折り合い →

生徒
保護者の
ニーズ

部活動の地域移行 = ~~部活動（学校）の問題~~



チーム
ちば

誰でも

中学生 地域住民 教師 スポーツ・文化芸術団体 スポーツ指導者 芸術家 民間企業

やりたい

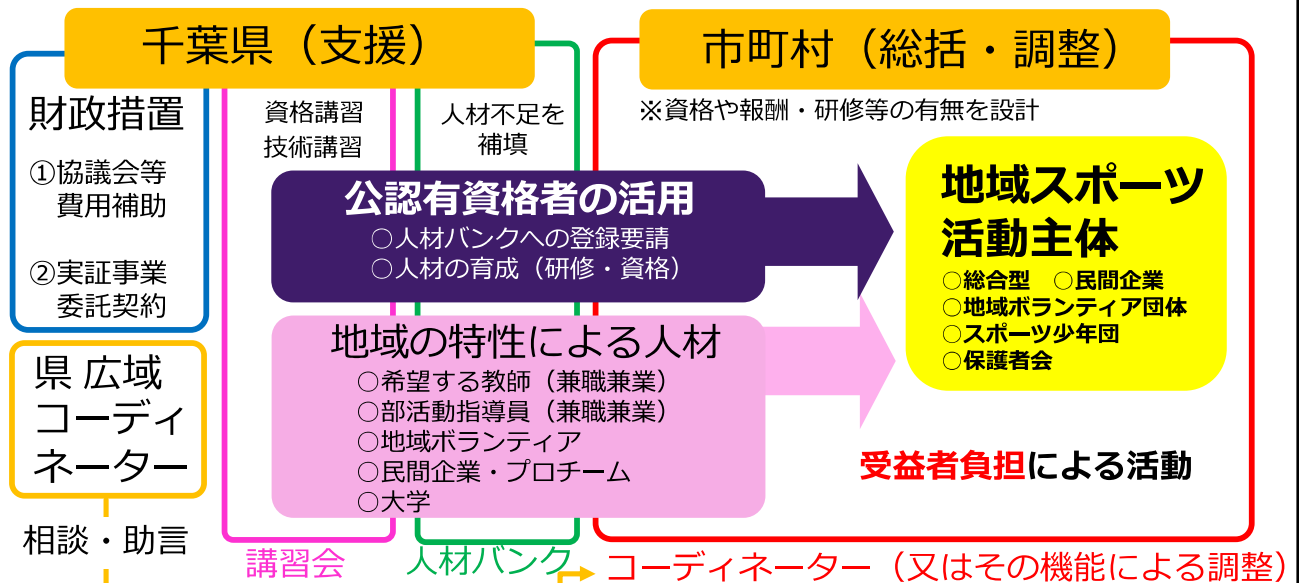
する（競技・演奏）
見る（観戦・鑑賞）
支える（指導・応援）

体力向上
リラクゼーション
交流・親睦

スポーツが 挑戦・追求
（文化・芸術活動等）

組織・団体 施設・場所 制度・ルール 財源 できる

千葉県が目指す骨格



令和5年度当初予算及び令和4年度2月補正予算（案）

【新規】部活動の地域移行に向けた環境整備事業

○千葉県広域人材バンク設置

○地域指導者講習会

保健体育課 学習指導課

登録した指導者を市町村が閲覧可能 ※連絡調整・派遣に係る契約等は市町村が担う

○県コーディネーター配置

○県立中学校部活動の地域移行

運動部として各教育事務所に1名、文化部として県で1名配置し、各市町村を支援する

R5当初 市町村立中学校における実証事業（委託金） 34,500千円

希望する市町村は委託対象として審査→委託契約締結

<対象外費用>

- ・補助金の対象となっている項目（必要であれば別途補助金の申請）
- ・各種備品

R4 2月議会で確定

複数市町村が連携する場合、当該地域を1つと見なし、事務局市町村に対し補助金交付及び委託契約の締結を可能とする予定で調整中

R4補正 市町村への助成（補助金） 補助率2/3 45,440千円 →R5へ繰越を検討

- ・コーディネーター及び指導者対象研修会（謝金・旅費・消耗品等）
- ・地域移行に係る説明会（謝金・旅費・消耗品等）
- ・協議会運営費用（謝金・旅費・会場借料・印刷製本費・通信運搬費等）
- ・困窮世帯に地域クラブ活動費用を支給するために係るシステム改修費・周知費用等

各市町村への配当は、可能な限り過不足を県全体で調整できるよう調整中

コーディネーターの業務イメージ

<想定される人選>

スポーツ推進委員 スポーツ協会
退職教員 自治体職員
地域スポーツ団体 等

【地域コーディネーター】
学校×実施主体の調整

<想定される業務例>

- 指導者の派遣調整
- 指導者の業務調整
- 学校と活動主体の連絡調整
- 外部団体との連絡調整
- 相談窓口（トラブル）

【総括コーディネーター】
地域内全体の調整

<想定される業務例>

- 推進協議会の運営・助言
- 地域内の地域スポーツ基盤の構築
- 指導者や運営主体の確保・連絡・調整
- 関係団体との渉外・交渉
- 情報の分析・処理

特定の人物が担う場合：報償費
協議会全体で担う場合：会議運営費
総合的に委託する場合：委託費
※人材バンクに調整機能をつける場合もある

※地域によっては「地域」と「総括」を兼ねる。（県としては、各教育事務所に1名コーディネーターを配置）

県コーディネーターの活用

市町村との連携パターン

総括コーディネーター設置



情報共有・相談

地域コーディネーターのみ設置



総括コーディネーター
機能の補佐（助言）

コーディネーター未設置

全体的な相談とコーディネーター
設置に向けた支援

運動部関係
各教育事務所に1名配置
文化部関係
県に1名配置



定期及び市町村の求めに応じて訪問

【教育事務所管内の市町村を支援】

- 1 推進協議会等の運営・助言
→必要に応じて協議会への出席等にも応じる
- 2 各種人材確保のための相談
→域内の団体等の情報提供等
- 3 情報交換
→国・県・他市町村の動向や、関連団体の情報提供・相談
- 4 トラブル等に関する助言
→必要に応じて各統括団体と連携

広域連携の在り方

- 事務局市町村へ域内の取組を総括して補助金を配付
- 事務局市町村又は協議会と委託契約を締結



広域協議会

見つかる！（指導者・団体・場所）
つながる！（制度・費用等の仕組み統一）



自治体

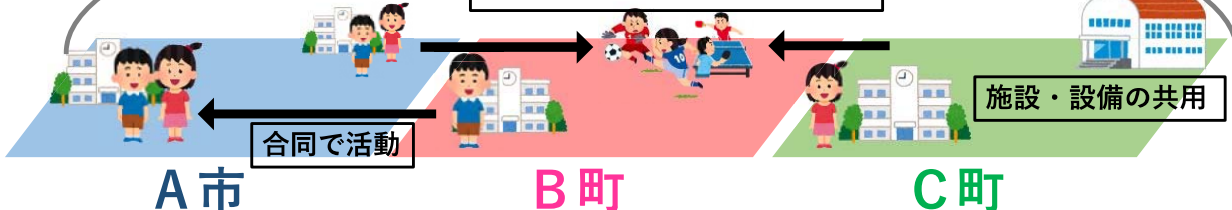
自治体

自治体

業務分担：事務局、経理、書類作成、団体連携、広報、種目分担等

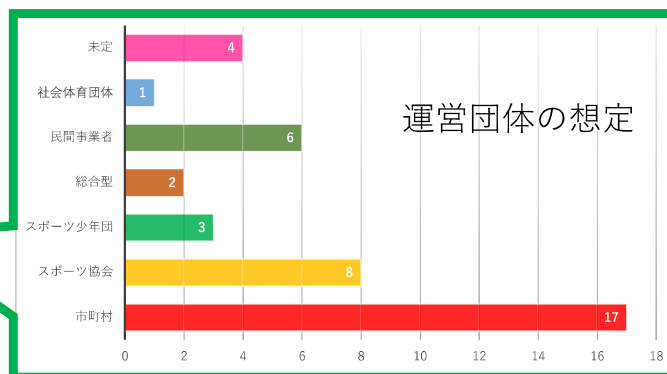
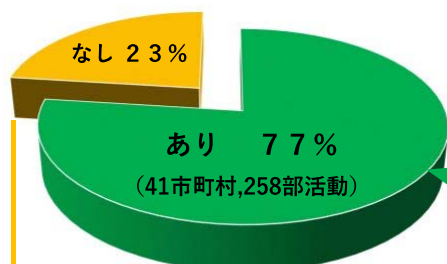
市町村を越えて各種のスポーツ活動へ参加

地域団体を活動主体として利用



市町村別意見交換会より①

R 5 地域移行実施状況（予定）



R 5 に地域移行なしの理由

- R 5 の方針未定（3）
- 部活動指導員の配置による教師等の業務改善（2）
- 合同部活動による教師等の業務改善（1）
- 独自スケジュールによる地域移行の実施（6）
 - ・ R 6 に 1 部活動以上の実施（3）
 - ・ R 6 に 全校で 1 部活動以上の実施（1）
 - ・ R 6 に 全部活動の地域移行（1）
 - ・ R 8 に 一斉に全部活動の地域移行（1）

市町村別意見交換会より②

< 質問・要望のまとめ >

Q 1 広域人材バンク以外にも指導者を確保するための援助等はないか。

→ A 1 総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・スポーツ推進委員連合会・スポーツ協会加盟団体等に、市町村への協力を依頼してあります。また、J S P O 公認スポーツ指導者の資格以外にも、千葉県独自の資格取得制度（生涯スポーツ振興課）を利用いただけます。

Q 2 補助金の継続をお願いしたい。

→ A 2 少なくとも、改革推進期間においては継続できるよう予算要求をする予定です。

Q 3 保険の考え方について、スポーツ振興センターの適用ができるか。

→ A 3 地域クラブ活動では、管理主体が学校から離れるので、適用となりません。

Q 4 スポーツ振興センターとスポーツ安全保険は、軽微な怪我等の場合の補償に差がある。このことについて、どのように考えるか。

→ A 4 当面、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、同程度の補償である保険を整備することが望ましいと考えます。一方、補償内容について不足と捉える部分があれば、追加の保険加入等も視野に入れ、自治体が説明しやすい体制を策定する必要があると考えます。

Q 5 総合型地域スポーツクラブを創設したい場合は、どのような手順がよいか。

→ A 5 生涯スポーツ振興課へご連絡ください。アドバイザーを派遣します。

市町村別意見交換会より③

<質問・要望のまとめ>

Q 6 先行事例を紹介してほしい。また、県内広域協議会の設立状況を情報提供してほしい。

→ A 6 先行事例は、スポーツ庁HPをご案内しています。R 3モデル事業の全地域の詳細を閲覧できます。広域協議会は、今後具体的な実績があれば情報提供します。

Q 7 協議会の構成員等の情報を提供してもらいたい。

→ A 7 県の構成員は公開しています。各地域の実態によって大きく異なるので、構成員の選定でお困りの場合は、一律な情報提供ではなく、個別具体の相談に応じます。

Q 8 指導者やコーディネーターに対する研修を実施してほしい。

→ A 8 指導者に対しては、A 1の講習会の他、プロチームから指導者を派遣して各教育事務所管内で概ね3回程度の講習会を策定中です。コーディネーターに対しては、各教育事務所へ県のコーディネーターを配置し、各市町村のコーディネーターに助言を行う予定です。

Q 9 小中体連主催大会への参加・引率はどのようになるか。

→ A 9 令和5年度からクラブ参加が可となり、3月中に要項を公開する予定と聞いています。引率は、学校部活動と地域クラブ活動のどちらで参加するかで変わります。

Q 10 兼職兼業について、県教職員課の見解と具体的な規定案を示してほしい。

→ A 10 国から発出されている通知等に準ずる考えであり、市町村内で整備するものであることから、県も再整備中だが、市町村内で使いやすい形にすることに注力すべきと考えます。

市町村別意見交換会より④

<質問・要望のまとめ>

Q 11 高校入試等における部活動等の評価に関する方針の見通しについて知りたい。

→ A 11 調整中です。分かりやすい形での情報提供をしていきたいと考えます。

Q 12 保護者等に向けた説明会を実施し、共通理解と意識改革を進めてほしい。

→ A 12 保護者の理解を得るには、地域の具体的施策とセットであることから、市町村による丁寧な説明が必要と考えます。一方、県民全体に対する説明がより一層必要であると捉えていますので、特設HP等を整備し、丁寧な情報発信をしていきたいと考えます。

Q 13 部活動指導員を地域移行で活用する方法が知りたい。

→ A 13 部活動指導員（学校教育法施行規則78の2）は、「学校部活動」の顧問を担うことから、地域クラブ（管理主体が学校外）での活動は、職務に含みません。このことから、同一人物が地域クラブの指導も担う際には、身分の整理が必要です。市町村によって会計年度任用職員に対し、兼職兼業申請が必要かどうか設計が異なるので、自治体内の規定に沿って身分整理の方法を決める必要があります。

Q 14 地域移行の主管は地域スポーツ主管課となることが望ましいと方針を出してほしい。

→ A 14 学校部活動と地域スポーツの部署が分かれている地域において、地域の実態に応じて、適切なタイミングで地域スポーツ関連部署が所管することが望ましいと考えます。

Q 15 令和〇〇年以降は休日の学校部活動を実施しない等、明確な方向性を示してほしい。

→ A 15 近く発出予定のガイドラインで示す予定です。

市町村別意見交換会より⑤

<質問・要望のまとめ>

Q16今後、特殊業務手当を廃止する予定があるか教えてほしい。

→A16近く発出予定のガイドラインで示す予定です。

Q17次期学習指導要領の改訂時、部活動の記載がどのようになるか教えてほしい。

→A17明らかになりしだい、情報提供します。

Q18「市町村の実態に応じて」ではなく、一律に進めてほしい。

→A18地域の実情は全く異なります。各地域の課題が共通しているものは部分的なサポートしていく考えですが、地域ならではの課題に対して一律なサポート方法は馴染まないと考えます。

Q19地域クラブ活動でのトラブル対応による教員の負担についてどのように考えるか。

→A19地域クラブ活動は、いずれ学習塾に近い形で、学校外での活動を生徒が選ぶ形態となることが想定されます。生徒の相談に応じるという意味でトラブルの解決に向けた助言をすることは想定され、可能な限りで地域クラブとの連携に努めることが望ましいことは事実です。しかし、学校外の活動に積極的に介入するというよりは、指導上有益な情報は共有するという体制が自然と考えられます。

Q20学校施設の共有による、セキュリティやその他の問題をどのように解決するか。

→A20過渡期には、在校する本務者との連携や、施設改修（助成事業あり）、指定管理者導入や、管理ボランティアを配置する等が考えられます。

市町村別意見交換会より⑥

<質問・要望のまとめ>

Q21地域移行の定義、地域クラブ活動の定義を確認したい。

→A21「地域移行」という言葉に「部活動を地域で全て担う」というニュアンスがありますが、必要なことは趣旨の実現と考えます。本県では、休日に教師等が部活動指導に関与しない体制、地域で可能な限り生徒のスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の確保を実現することを地域移行と捉えています。

「地域クラブ活動」は、学校が管理主体ではないスポーツ・文化活動です。

Q22指導者が無償の場合、兼職兼業が必要か。

→A22教師等が地域クラブの指導者に携わる場合、無償ボランティアであれば必ずしも兼職兼業を要するものではありません。一方、教育関係職では、身分の明確化と活動内容の透明性を保障するため、あえて兼職兼業を要するよう設定している市町村もあります。

Q23運動部と文化部の地域移行は、県で一本化してほしい。

→A23可能な限り一本化する予定です。しかし、中には一本化することに馴染まないものもあるので、県で判断しながらなるべく合理的になるよう努めます。

Q24既存の地域クラブと連携する場合、ガイドライン遵守が困難となる。どのように考えるか。

→A24ガイドラインの範疇の活動を設定する必要があります。特に活動時間等は、成長期のスポーツ医・科学、多様な経験の重要性の観点から設定されており、自治体では子どもの健全育成が最優先の目的と考えられます。一方、自治体が運営しない地域クラブでは、当該運営団体が、このことの説明責任を果たす必要があると整理します。

市町村別意見交換会より⑦

<質問・要望のまとめ>

Q 25相談窓口の開設の仕方について。

→ A 25地域の実情に応じた設定が必要です。しかし、トラブル回避としては、地域クラブ自体の窓口の他に、相談的に関わることのできる窓口が必須と考えます。地域クラブ活動内でトラブル解決ができなかった際、スポーツ協会や各団体の上部組織等の窓口で相談する方法がある一方、客観的な処罰等ではなく、例えば、当事者間の希望を聞きながら解決の折り合いを提案する性格の窓口を自治体が担うこと等が考えられます。

Q 26兼職兼業の申請は、勤務地で行うのか、居住地で行うのか。

→ A 26申請は勤務地で行います。兼職兼業による活動場所は、申請者の任意の場所です。

Q 27地域クラブの指導者に報酬はなくてはならないのか。

→ A 27特に定めはありません。また、報酬額についても定めはありませんが、兼職兼業の考え方として「社会通念上妥当な額」というものがありますので、市町村で妥当な額を決定します。なお、全国的な基準は1 h ¥1,600前後といわれていますが1 h ¥4,000という市町村もあります。（Q 22も併せて参照のこと）

Q 28県が広域連携の繋ぎ役を担ってほしい。

→ A 28広域連携の市町村に助言や相談等の関わりをすることはできますが、市町村間の合意形成等には当事者同士の調整が必要と考えます。

市町村別意見交換会より⑧

<質問・要望のまとめ>

Q 29兼職兼業では学校の勤務時間と合わせて月80時間以内という根拠はなにか。

→ A 29兼職兼業の判断基準に「本来業務に支障がないこと」という考え方があります。支障がないという基準について、労働基準法に定められた複数月平均80時間以内を守ることが適切と整理されています。

「「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」（令和3年2月17日文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）参照

Q 30子どもの人数が安定しない地域では、地域クラブを設立しても存続できないのではないのか。

→ A 30例えば、小学生も参加できるようにすれば、地域で当該種目の人数の見通しがつきやすく、中学生段階での継続にも繋がります。系統的指導の効果も見込める一方で、活動場所や時間、用具の規格等、別の課題解決に取り組む必要も出てくると考えられます。

Q 31どのような地域団体が活動しているか、情報提供がほしい。

→ A 31各市町村内で所管する部署へお問い合わせください。協議会の構成の選定等にも必要なプロセスかと思います。また、その過程でコーディネーターや指導者等に適する有力な人材の発掘につながることもあるかと思います。

Q 32兼職兼業を導入することは働き方改革の真逆ではないのか。

→ A 32休日指導を望まない教師等に（間接的であっても）兼職兼業申請を促すメッセージが伝わらないよう配慮が必要です。休日に教師等が部活動に関与する必要はない新たな常識の定着を図りつつ、休日指導を望む教師等の指導機会に応えるものです。

市町村別意見交換会より⑨

<質問・要望のまとめ>

Q 33市として、「休日は学校部活動をしなさい」等の内容を独自で設定してもよいのか。

→ A 33意図の方向性が同様であれば、地域に応じて踏み込んだ内容は可能です。例えば、年間で最終下校時刻を一律17:00にする設定や、すでに休日指導の在り方に言及している市町村もあります。

Q 34小中体連主催大会の引率等で、コーチの資格を要する場合、指導者が不足しないか。

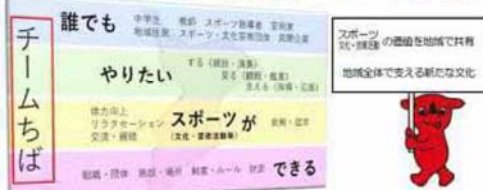
→ A 34種目ごとに指導者に資格を要するか設定が異なります。資格等が必要な場合、新規指導者等には資格取得の猶予期間を設ける等、地域クラブ化に伴って大会参加が困難になる状況とならないよう配慮を求めています。

Q 35困窮世帯に対する参加費用負担は、自治体が主導する地域クラブ活動だけでなく、既存のクラブチーム参加にも適用されるのか。

→ A 35お伝えできる情報があれば、提供します。

中学校の部活動が変わります

「学校」とは関係ない地域全体のスポーツ・文化芸術環境



学校部活動

地域スポーツクラブ活動

多様な地域人材によるスポーツ指導

○公営スポーツ指導員 ○地域ボランティア ○希望する教師・公営職員
○指導対象種目・ジャンルの経験者 ○小学生 ○民間企業職員

地域スポーツ指導員の活用

○学校施設 ○公共施設 ○地域スポーツクラブ施設 ○民間企業施設

多様な地域団体による運営

○指導スポーツクラブ ○地域ボランティア団体 ○民間企業 ○保護者組織 ○市町村自治体

市町村自治体が統括してしくみをつくります

千歳市の目標

<各市町村1部活動以上地域移行>

<各公立中学校1部活動以上地域移行>

<各公立中学校で複数部活動地域移行>

各市町村の推進計画に合った具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

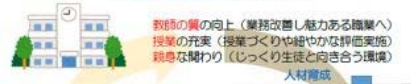
千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

部活動の地域移行によって



多様な人材の活用

幅広い交流（他校や他の年代とのふれ合い）

多様な体験（部活動にない又は複数の種目・ジャンル）

豊かな生き方

地域の活性化（全年代による地域参画・地域還元）

地域の特色強調（得意な種目やジャンルの発展・発信）

愛着心の共有（趣味嗜好に応じた居場所の提供）

「かえりたい地域」へ

部活動の地域移行に協力を検討する各団体様

○現行の部活動をそのまま地域移行がというイメージではなく、可能な指導形態や事業、また魅力的な協力等、各市町村と協議し、できる限りでの連携の在り方をご提案ください。

地域クラブ活動で指導をしたい方

○事業費集めの申請をした公営職員（地域クラブ指導に強い希望をもつ教師等を含む）

○各種の指導資格を持った方

○指導対象種目・ジャンルの経験者がある方

方法①・・・求人情報は各市町村が定めます。指導希望の市町村へお問い合わせください。

方法②・・・千歳市人材バンクへ登録ください。

→市町村が閲覧し、条件が合えば市町村と繋がります。

地域クラブ活動に入会する方

○原則として受益者負担（入会費・保険加入・指導者報酬等）となります。

※入会可能なクラブや入会方法は、対象クラブ又は市町村へお問い合わせください。

地域によって、準備可能な体制や移行時期は異なります。又、新たなスポーツ・文化芸術活動の構築と維持は、参加者・保護者・地域の方々全員の協力が必要不可欠です。本県では、全員が当事者として子どもたちを育てる環境を目指します。

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

千歳市が推進する地域移行の具体的な取組

発出前につき
【取扱注意】

随時御相談等、
応じさせていた
だきます。

御清聴ありがと
うございました。

	モデル事業 時期(R5)	モデル事業 種目	予算交渉	直営or委託	協議会設置	主幹課	アンケート	今後の予定
佐倉市	R5.夏以降実施	1校1部活(未定) 当初はテニス検討も×	(当初予算) 2年間の検証期間で環境整備と説明し、企画政策課が理解示す	委託予定	R4実施 謝礼が出ない範囲 外部は相談に伺う	教育指導課		R6.夏以降 11校1部活(未定)
印西市	R5.3学期以降	1～3部活(未定) 予算も未定	協議会謝礼のみ確保 県の補助金は手をあげる	委託検討中(コーディネーター機能のみ) 直営は困難	R5.5実施予定 事前に検討委員会 実施	教育指導課(ｽﾎﾟｰﾂ振と協議) 今後はｽﾎﾟｰﾂ振と生涯学習課へ	教職員アンケートのみ実施 R5生徒保護者実施 予定	R5,6の様子を見て 検討
白井市	R5.10以降(準備都合) 12月等延期可能性あり	1部活(拠点校方式) 陸上・剣道・テニス・バドミントン個人競技で検討中 外部人材そのまま活用	(当初予算)県部活指導員・協議会茶代確保 R6以降は外部委託検討	委託検討中(R6以降)	R5設置予定 (5月頃までに)	学校政策課他	保護者教員向け検討中 (なるべく早期)	R6以降種目数増予定
四街道市	R5.9月以降 (未定)	1種目でできれば 柔道協会協力可能性有 柔道部2校 各々？合体？	当初予算なし	委託検討中	謝礼予算なし まずは4月に検討会 予定	教育委員会内 スポーツ振興課	未実施	R6.9月以降複数種目 (担当者レベル)
八街市	R5 既存形式を活用	予算を使用せず 合同練習等、地域指導者(ボランティア) 人材、予算に課題	もともと財政厳しい 新規事業承認困難	未定	R5予定	教育指導課		未定
富里市	R5夏～3月末	1部活のみ 剣道(剣友会協力可)	指導者謝礼のみ(補正) 県の施策に後れを取ると交渉し獲得の目途あり	できれば委託したいが、具体的な話は無し	協議会なし 校長、市教委で協議		R4.11教員のみ実施	R6以降見通しなし 県の目標通り各校1部
栄町	R5.9月以降	部活数未定 卓球・テニス・剣道が候補 (既存ボランティア活用)	ボランティア謝礼のみ確保 必要に応じて補正検討	直営 委託の必要性ない (広域連携なら委託も…)	R5設置予定	いずれ生涯学習課へ	アンケート未実施	R7完全実施(県の予定通り)
酒々井町	R5.夏以降	卓球(顧問が専門外) 順天堂大学と連携	当初予算なし 補正検討 (大学生への謝礼)	直営 コーディネーター設置 順大との連携	協議会を立ち上げるための検討会実施	今は学校教育課が中心だが、いずれ生涯学習課へ	R4.12教員のみ実施	R6 種目増検討 R7 全部活の移行は しない可能性あり
成田市	R5.夏以降	柔道(1部活のみ) 柔道協会と連携	当初予算なし 補正検討	委託	R4年度2回実施 R5年度2回実施予定	教育指導課 →生涯学習課、ｽﾎﾟｰﾂ振興課、文化国際課	R4.10～12実施 教員、生徒、保護者、 地域指導者	R6 種目増検討 R7 完全移行の方向性